

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (福祉援護課) 1

規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第71号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に改め、「次条」の次に「並びに第9条において読み替えて準用する第3条第1項、第4条及び第5条第1項各号」を加え、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第3条第1項中「同条第5項」を「同条第9項」に改め、同条第2項中「第24条第5項」を「第24条第9項」に改める。

第5条第1項第1号及び第2号中「第24条第1項」を「第24条第3項」に、「同条第5項」を「同条第9項」に、「同条第1項」を「同条第3項」に改め、同項第4号中「第28条

第4項」を「第28条第5項」に改める。

本則に次の1条を加える。

(配偶者支援金の支給についての準用)

第9条 第2条第2項及び第3項、第3条第1項、第4条(第2号に係る部分に限る。)並びに第5条の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第3条の見出し中「支援給付の開始及び変更等」とあるのは「配偶者支援金の支給の変更」と、同条第1項、第4条及び第5条第1項各号中「保護法」とあるのは「法第15条第3項において準用する法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法」と、第3条第1項中「第24条第1項の規定による支援給付の開始の申請又は同条第9項」とあるのは「第24条第9項」と、「申請(医療支援給付に係るものを除く。）」とあるのは「申請」と、第5条第1項第1号中「別記第9号様式」とあるのは「別記第14号様式」と、同項第2号中「別記第10号様式」とあるのは「別記第15号様式」と、同項第3号中「別記第11号様式」とあるのは「別記第16号様式」と、同項第4号中「別記第12号様式」とあるのは「別記第17号様式」と、それぞれ読み替えるものとする。

別記第1号様式中「(第3条関係)」を「(第3条、第9条関係)」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付申請書(開始・変更)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による」に、「支援給付(配偶者支援金支給)申請書(開始・変更)」を「支援給付等」を「」中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(第15条第3項において準用する同法)」に、「第5項」を「第9項」に改め、「支援給付の開始(変更)」の次に「又は配偶者支援金の支給の変更」を加える。

別記第2号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第24条第5項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第9項」に改める。

別記第4号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「第85条」を「第85条第1項」に改める。

別記第7号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付申請書」を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付申請書」に、
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則」に改める。

別記第8号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（第15条第3項において準用する同法）」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「支援給付」を「支援給付又は配偶者支援金」に改める。

別記第9号様式から別記第12号様式までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による」に、「この決定」を「この処分」に、「決定」を「処分」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項」に改める。

別記第13号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項」に、「第28条第4項」を「第28条第5項」に改める。

別記第13号様式の次に次の4様式を加える。

別記第14号様式（第9条関係）

（表面）

第 号	
年 月 日	
様	
北海道知事	
印	
配偶者支援金支給開始（変更）決定通知書	
年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給を次のとおり開始（変更）することと決定しましたので通知します。	
記	
1 配偶者支援金の支給額	円

- 2 配偶者支援金の支給の開始（変更）時期 年 月 日
- 3 配偶者支援金の支給を決定（変更）した理由
- 4 この通知が申請のあった日から14日を経過したときは、その理由

（裏面）

- （備考）
- (1) この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - (2) この処分について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 - (3) この処分については、(1)の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第15号様式（第9条関係）

（表面）

		第 号	
		年 月 日	
様			
	北海道知事		印
配偶者支援金支給開始（変更）申請却下通知書			
年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給については、次の理由により支給しないことと決定しましたので通知します。			
記			
1 支給しない理由			
2 この通知が申請のあった日から14日を経過したときは、その理由			

（裏面）

- （備考）(1) この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) この処分については、(1)の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第16号様式（第9条関係）

（表面）

		第 号	
		年 月 日	
様			
	北海道知事		印
配偶者支援金支給開始（変更）決定通知書			

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給を次のとおり開始（変更）することと決定しましたので通知します。

記

- 1 配偶者支援金の支給額 円
- 2 配偶者支援金の支給の開始（変更）時期 年 月 日
- 3 配偶者支援金の支給を決定（変更）した理由

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第17号様式（第9条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

北海道知事

印

配偶者支援金支給廃止（停止）決定通知書

年 月 日第 号により通知した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給を次のとおり廃止（停止）することと決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 廃止（停止）の理由

（裏面）

（備考）(1) この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) この処分については、(1)の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができません（中国残留邦人等の円

第4号様式及び別記第7号様式から別記第13号様式までの規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

(裏面)

- (備考) (1) この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) この処分については、(1)の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則別記第1号様式、別記第2号様式、別記